

質問日	質問内容	回答	回答日
R8. 4. 13	配置予定管理技術者の経歴書（様式5）及び配置予定照査技術者の経歴書（様式6）の⑤及び⑥の業務実績記載欄につきまして、1件記載と2件記載とでは、配点が変わりますでしょうか？ 例えば、1件目のみ最高配点係数の実績があり、2件目は実績がない場合、業務実績得点はその評価項目（又は分野）における最高配点となるのか、またはそこから減点となるのでしょうか？	業務実績記載欄につきましては、1件目のみで最高配点係数の実績を記載いただいた場合は1件目のみで最高配点係数となります。複数の記載がないからといって減点することはありません。 手持ち業務の状況につきましては、業務実績ではなく参加表明時の管理技術者及び照査技術者の重複業務を確認するものです。配点係数に関わらず全て記載してください。	R8. 4. 14
R8. 4. 13	照査技術者は、実際に担当技術者として実務を行う者のことで良いでしょうか？	照査技術者は、成果物の内容について技術上の照査を行う者としています。	R8. 4. 14
R8. 4. 13	大規模改修工事の中に、災害復旧工事を目的とした設計業務で、建物全体の維持管理のための建築、機械設備及び電気設備のそれぞれの修繕・改良工事を一つの工事契約として総合的に実施したものも含めても問題ないでしょうか？	問題ありません。	R8. 4. 14
R8. 4. 13	延べ面積について、体育館と屋内プール一体型の施設の場合、それらを合わせた延べ面積としても問題ないでしょうか？ また、共用部（施設内通路など）も按分して延べ面積に加算しても問題ないでしょうか？	問題ありません。	R8. 4. 14
R8. 4. 14	業務実績について、実施要項の3ページには延床面積1,500㎡以上と記載されておりますが審査要領2ページ目及び申請様式5および6では2,000㎡以上と記載があります。1,500㎡以上でも実績として申請できると考えて宜しいでしょうか。	実施要項の3ページ目は会社としての実績。審査要領2ページ目は配置予定技術者の実績となります。	R8. 4. 14
R8. 4. 14	配置予定技術者は管理技術者と照査技術者（建築・機械設備・電気設備）とありますが、本プロポーザルの審査要件に主任技術者（建築、機械、電気）の配置は求められていないと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。	R8. 4. 14
R8. 4. 14	アスベスト調査の範囲（箇所数、検体数等）をご教示願います。	大規模改修基本方針に基づいた工事設計に際し、調査が必要と思われる範囲について計上してください。	R8. 4. 14

質問日	質問内容	回答	回答日
R8. 4. 24	アリーナ・柔剣道場場の既存情報として 躯体図（ピット範囲・スラブレベルの分 かる図面）、矩計図、天井伏図、建具表 を提示いただけませんか。	図面・資料につきましては、ご希望の図 面を提示できるかの確信がないため、ス ポーツまちづくり推進課に図面リストの 図面を準備いたします。 お手数をおかけしますが、ご来庁いた だき閲覧をお願いいたします。	R8. 4. 27
R8. 4. 24	空調・換気関連の図面及び給湯設備関連 の図面を提示いただけませんか。		
R8. 4. 24	照明バトン等の昇降用設備関連の図面を 提示いただけませんか。		
R8. 4. 24	受変電関連設備の図面を提示いただけ ないでしょうか。		
R8. 4. 24	受変電設備・非常用発電設備の既存図・ 機器配置図を提示頂けないでしょうか。		
R8. 4. 24	受変電設備の容量(動力・電灯)・非常用 発電機の容量のわかる資料をご提示い ただけますでしょうか。		
R8. 4. 24	貸与資料に図面がありませんが、基本設 計の実施にあたって、図面は貸与いた だけますでしょうか。	貸与いたします。	R8. 4. 27
R8. 4. 24	現存する図書を教えていただけますで しょうか。（建築図 有・無、構造図 有・無、機械図 有・無、電気図 有・ 無、構造計算書 有・無）	建築図 有 構造図 有 機械図 有 電気図 有 構造計算書 無	R8. 4. 27
R8. 4. 24	また、図面についてCADデータはござ いますでしょうか。	ございません。	R8. 4. 27
R8. 4. 24	技術提案にあたって、図書を閲覧させ ていただくことは可能でしょうか。	ご来庁いただき閲覧をお願いいたし ます。	R8. 4. 27
R8. 4. 24	技術提案にあたって、施設の維持管理 費を確認させていただくことは可能で しょうか。	町の情報公開制度により開示請求をお 願いします。	R8. 4. 27
R8. 4. 24	メインアリーナの観客席も空調新設の 対象となりますでしょうか。また既存設 施の空調設備の仕様、対象範囲がわか る資料がありましたらご教示願います。	メインアリーナと同一の空間であるこ とから、空調新設の影響範囲に入ると考 えております。 図面につきましては、ご来庁いただき 閲覧をお願いいたします。	R8. 4. 27